

○羽村市公の施設指定管理者候補者選定審査会条例

平成16年12月24日条例第28号

羽村市公の施設指定管理者候補者選定審査会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の候補者の選定を公正かつ適正に行うため、羽村市公の施設指定管理者候補者選定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審査会は、指定管理者の候補者の選定に関する事項を審議し、市長に報告する。

(組織)

第3条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 審査会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、契約に関する事務を所管する課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。